

八代市地域審議会の概要について

平成23年5月

企画戦略部 企画政策課

【地域審議会のこれまでのあゆみ】

平成14年 9月 1日	八代地域市町村合併協議会(法定協議会)設置
平成14年12月10日	8市町村(一部)提案
平成15年 1月14日	8市町村(一部)確認
平成16年 3月13日	6市町村による法定協議会設置 ※2町離脱
平成16年 4月27日	6市町村再提案
平成16年12月14日	6市町村確認
平成17年 3月13日	市町村長による合併調印
平成17年 3月22～29日	市町村議会での合併(廃置分合)議案議決
平成17年 8月 1日	合 併
平成17年11月 2日	第1回地域審議会開催<第1期 17・18 年度> 第1部:合同会議(※委嘱状交付) 第2部:6地域審議会(別会場)
平成18年 5月26日～ 6月2日	第2回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成18年 9月26日～10月5日	第3回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成18年12月19～22日	第4回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成19年 1月21日	市長へ答申「住民自治によるまちづくりの推進について」
平成19年 2月13～16日	第5回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成19年 2月26日	市長へ答申「八代市総合計画基本構想(案)について」
平成19年 6月20日	第6回地域審議会開催<第2期 19・20 年度> 第1部:合同会議(※委嘱状交付) 第2部:6地域審議会(別会場)
平成19年10月15～18日	第7回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成20年 3月17～21日	第8回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成20年 5月27～30日	第9回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成20年 8月26日～ 9月3日	第10回地域審議会開催(5地域開催・八代地域開催せず)
平成21年 3月24～30日	第11回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成21年 6月25日	第12回地域審議会開催<第3期 21・22 年度> 第1部:合同会議(※委嘱状交付) 第2部:6地域審議会(別会場)
平成21年10月2日・11月25日	第13回地域審議会開催(東陽・泉地域のみ開催)
平成22年 2月22日～3月1日	第14回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成22年 6月18日～28日	第15回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成23年 1月12日～20日	第16回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)
平成23年 3月22日～28日	第17回地域審議会開催(6地域審議会ごと開催)

【地域審議会】 ※委員数の()内は公募委員数

審議会名	委員数	担当課等
八代地域審議会	11名(1名)	本庁企画戦略部企画政策課 ※6地域審議会の総括も兼ねる
坂本地域審議会	11名(1名)	坂本支所総務振興課(振興係)
千丁地域審議会	11名(1名)	千丁支所総務振興課(振興係)
鏡 地域審議会	12名(2名)	鏡 支所総務振興課(振興係)
東陽地域審議会	11名(1名)	東陽支所総務振興課(振興係)
泉 地域審議会	11名(1名)	泉 支所総務振興課(観光振興係)
計	67名(7名)	

地域審議会とは

1. 制度の趣旨

地域審議会は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害になっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かく住民の意見を反映していくことができるよう創設されたものです。

《関係法令》

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

第5条(略)

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会がおかれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2. 設置手続き

合併前の市町村の協議により、合併前の市町村の区域を単位として、必要な地域に審議会を設置することができます。

地域審議会は、地方自治法138条の4第3項に基づく合併市町村の長の付属機関であり、付属機関は、条例で設けるものですが、新設合併の場合は、合併前に合併後の条例を定めることはできないことから、条例ではなく、合併関係市町村の協議によって、設置及び組織運営等に関する事項を定めます。協議については、各市町村の議会の議決ということになります。

《関係法令》

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、その限りではない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 付属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別な定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

3. 地域審議会の役割

地域審議会は、新市における関係区域に関する事項について、新市の長の諮問に応じて審議・答申します。また、地域審議会が、必要と認める事項について、意見を述べるものです。

なお、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときには、地域審議会の意見を聞かなければならないこととされています。

- 市長の諮問に応じて審議・答申する事項
 - (1)新市建設計画の変更に関する事項
 - (2)新市建設計画の進捗状況に関する事項
 - (3)新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - (4)地域振興のための基金の活用に関する事項
 - (5)その他、市長が必要と認める事項
- 地域審議会から市長に意見を述べる事項
 - (1)新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (2)住民自治に関する事項
 - (3)情報提供に関する事項
 - (4)その他、審議会が必要と認める事項

4. 設置期間

平成17年8月1日から平成28年3月31日までです。

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態に設けられる特例的な制度のため、合併関係市町村の協議により定められた一定期間に限って設置されるものです。本市においては、新市建設計画の施行期間である10年8ヶ月間となります。

5. 委員構成

委員は25名以内とし、設置区域に住所を有する者で構成されます。

ただし、**第3期以降は12名以内**とします。

- (1)住民自治代表
- (2)農林水産業団体、商工団体に属する者
- (3)青年・女性・高齢者の団体に属する者
- (4)教育に関係する者
- (5)社会福祉に関係する者
- (6)消防・防災に関係する者
- (7)ボランティア活動に関係する者
- (8)学識経験を有する者
- (9)その他、市長が認める者(※公募委員2名以内)

6. 任期

- ・委員の任期は2年です。ただし、再任は妨げないものとします。
- ・設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失います。
- ・欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間となります。

○今回の任期 平成23年4月以降委嘱の日～平成25年3月31日

7. 会長・副会長

地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めます。

8. 会議について

審議会は、会長が招集し、毎年度開催します。委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示し、請求があったときは開催できます。なお、審議会の開催は年4回を予定しています。

審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことはできません。

審議会の議長は、会長が務めます。会長が必要と認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させて、意見を求めることができます。

地域審議会は、原則公開となります。

9. 議会と地域審議会の位置づけ

議会は本来、地方公共団体の意志決定機関であり、地方公共団体の意志は、住民に代わって議会(本会議)によって決定されるものです。地域審議会は、合併特例法第5条に定められていますが、あくまで新市建設計画の進捗や変更などについて、新市の長から諮問を受けたり、意見を述べるたりするために制度化されていることから、議会のような議決権もなく、行政処分等はありません。

根本的に「議会」と「地域審議会」の役割は全く異なっており、地域審議会はそもそも合併に伴って、それぞれの地域がもつ歴史・文化・伝統を失うばかりか、中心部だけが栄えて、置き去りにされること等の懸念や不安を払拭するため、公式のルートで市長へ具申するということが大きな役割になります。

地域審議会の設置に関する事項

(設 置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第14項の規定に基づく地域審議会（以下「審議会」という。）を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置する。

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (5) その他、市長が必要と認める事項

2 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。なお、市長は、審議会から出された意見については、できるだけ尊重するものとする。

- (1) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (2) 住民自治に関する事項
- (3) 情報提供に関する事項
- (4) その他、審議会が必要と認める事項

(組 織)

第4条 審議会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 住民自治代表
- (2) 農林水産業団体、商工団体に属する者
- (3) 青年・女性・高齢者の団体に属する者
- (4) 教育に関係する者
- (5) 社会福祉に関係する者
- (6) 消防・防災に関係する者
- (7) ボランティア活動に関係する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他、市長が認める者

3 審議会は、必要に応じて下部組織を置くことができ、その所掌事務について

は、別に定める。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

3 欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、毎年度、開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催しなければならない。

3 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことはできない。

4 審議会の議長は、会長が務めるものとする。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を求めることができる。

6 審議会は原則公開とする。

(庶務)

第8条 当該審議会の庶務は、地域振興を担当する課において処理する。

(雑則)

この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

八代市地域審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域審議会（以下「審議会」という。）の議事その他会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議録の調製等)

第2条 審議会の議事は、会議録として記録しておかなければならない。

2 会議録は、別表左欄に掲げる審議会の区分に応じそれぞれ同表右欄に掲げる地域振興を担当する課（以下「担当課」という。）の職員が作成するものとする。

3 会議録はそれぞれの担当課に備え付け、一般の縦覧に供するものとする。

(会議録記載事項)

第3条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 出席又は欠席した委員の氏名
- (4) 出席した職員の職名及び氏名
- (5) 議案
- (7) 議事の経過及び発言内容
- (8) その他議長が必要と認める事項

(傍聴の許可)

第4条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴希望者受付簿（様式第1号）に記入し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証を交付する数は、審議会が予め決定する。

(傍聴の拒否)

第5条 傍聴希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、審議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯しているとき。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯しているとき。
- (3) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) その他審議会を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められるとき。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴証の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛否の表明をしない

こと。

- (2) 会場において飲食、喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合はこの限りでない。
- (4) 担当課職員の指示に従うこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、審議運営に支障となる行為をしないこと。

2 傍聴人が前項各号に掲げる事項を守らないときは、議長は当該傍聴人に注意を与え、これに従わないときは、退場を命じることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、各審議会ごとに担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地域審議会名	地域振興を担当する課
八代地域審議会	企画振興部地域振興課
坂本地域審議会	坂本支所総務課
千丁地域審議会	千丁支所総務課
鏡地域審議会	鏡支所総務課
東陽地域審議会	東陽支所総務課
泉地域審議会	泉支所総務課